平成26年12月亀岡市議会定例会 条例一部改正資料 (新旧対照表)

亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)新旧対照表

現 行	改正後(案)
(通勤手当)	(通勤手当)
第12条 (略)	第12条 (略)
(1) \sim (3) (略)	(1) \sim (3) (略)
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」とい	ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」とい
う。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円	う。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満であ	イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満であ
る職員 <u>4,100円</u>	る職員 <u>4,200円</u>
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満であ	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満であ
る職員 <u>6,500円</u>	る職員 <u>7,100円</u>
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満であ	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満であ
る職員 <u>8,900円</u>	る職員 <u>10,000円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満であ	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満であ
る職員 11,300円	る職員 <u>12,900円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満であ	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満であ
る職員 13,700円	る職員 <u>15,800円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満であ	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満であ
る職員 16,100円	る職員 <u>18,700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満であ	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満であ ス ス 500 1 500
る職員 <u>18,500円</u> ケーケー (本田野鮮が上洋40キョス・トルツトでもて聯号 20,000円	る職員 <u>21,600円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上である職員 <u>20,900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上である職員 <u>24,400円</u>
(3) (略)	(3) (略)

3~6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 (略)
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失 職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、 又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算 した額に100分の67.5(幹部職員にあっては、100分の87.5)を 乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に100分の32.5 (幹部職員にあっては、100分の42.5) を乗じ て得た額の総額

3~5 (略)

附則

1~7 (略)

8 附則第5項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額 −8 附則第5項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額 は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、 同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給 されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125(幹部職員に あっては、100分の1.3125) を乗じて得た額(最低号給に達しない 場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5(幹部職員に あっては、100分の87.5) を乗じて得た額)の総額に相当する額を 減じた額とする。

3~6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 (略)

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失 職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、 又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算 した額に100分の82.5 (幹部職員にあっては、100分の102.5) を 乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に100分の37.5 (幹部職員にあっては、100分の47.5) を乗じ て得た額の総額

3~5 (略)

附則

 $1 \sim 7$ (略)

は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、 同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給 されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375(幹部職員に あっては、100分の1.5375) を乗じて得た額(最低号給に達しない 場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5 (幹部職員に あっては、100分の102.5) を乗じて得た額)の総額に相当する額を 減じた額とする。

附則

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用す

- る。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(亀岡市一般職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第21条第2項及び附則第8項の改正規定を除く。附則第5項において同じ。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から適用する。

(通勤手当に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成4年亀岡市条例第43号)附則第10項の適用を受けていた職員で、改正後の給与条例第12条第1項第2号に該当することとなるものの通勤手当の額は、改正後の給与条例第12条第2項第2号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 4 前項に規定する職員以外の職員について、同項の規定による通勤 手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、 当該職員には、同項の規定に準じて、通勤手当を支給する。 (給与の内払)
- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定 による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正 後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(国の例引用)

6 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の	職務の級	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以	1	円 135,600	円 185, 800	円 222, 900	円 <u>261, 900</u>	円 289, 200	円 <u>320,600</u>	円 <u>366, 200</u>
外の職	2	136, 700	187, 600	224, 800	264, 000	291, 500	322, 900	368, 800
員	3	137, 900	189, 400	226, 700	266,000	293, 800	325, 200	371, 400
	4	139,000	191, 200	228, 500	268, 100	296, 100	327, 500	374,000
	5	140, 100	192, 800	230, 200	270, 200	298, 200	329, 800	376, 300
	6	141, 200	194,600	232, 100	272, 300	300, 500	331, 900	378, 800
	7	142, 300	196, 400	234,000	274, 400	302, 800	334, 100	<u>381, 300</u>
	8	143, 400	<u>198, 200</u>	235, 800	276, 500	305, 100	336, 300	383, 800
	9	144, 500	200,000	237, 500	278,600	307, 300	338,600	386, 400
	10	145, 900	201, 800	239, 400	280, 700	309, 600	340, 800	389, 100
	11	<u>147, 200</u>	<u>203, 600</u>	241, 200	<u>282, 800</u>	311, 900	343,000	391,800
	12	<u>148, 500</u>	205, 400	<u>243, 100</u>	<u>284, 900</u>	314, 200	345, 200	394, 500
	13	149, 800	207, 000	244, 900	287, 000	316, 400	347, 200	397, 100
	14	<u>151, 300</u>	<u>208, 900</u>	246, 800	<u>289, 100</u>	318,600	349, 300	399, 400
	15	<u>152, 800</u>	<u>210, 800</u>	248,600	<u>291, 200</u>	<u>320, 800</u>	<u>351, 400</u>	401,700
	16	<u>154, 400</u>	<u>212, 700</u>	250, 400	<u>293, 300</u>	323, 000	353, 500	404, 100
	17	155, 700	214,600	252, 200	295, 400	325, 200	355, 500	406,000
	18	<u>157, 200</u>	<u>216, 500</u>	<u>254, 200</u>	297, 500	327, 300	<u>357, 500</u>	<u>408, 000</u>
	19	<u>158, 700</u>	<u>218, 400</u>	256, 200	299, 600	329, 400	359, 500	409, 900
	20	160, 200	220, 300	258, 200	301, 700	331, 400	361, 400	411,800
	21	<u>161, 600</u>	222,000	<u>260, 100</u>	303, 800	333, 500	363, 500	413, 700
	22	164, 300	223, 900	<u>262, 000</u>	305, 900	335, 600	<u>365, 400</u>	415, 500
	23	166, 900	225, 800	<u>263, 900</u>	<u>308, 000</u>	337, 700	367, 400	417, 400
	24	169, 500	227, 700	265, 700	310, 100	339, 800	369, 400	419, 400
	25	172, 200	229, 300	267, 700	312, 100	341, 500	371, 500	421, 300
	26	173, 900	231, 100	<u>269, 600</u>	314, 200	343, 500	<u>373, 500</u>	<u>422, 800</u>
	27	175, 600	232, 800	271, 500	316, 300	345, 500	375, 500	424, 400
	28	177, 300	234, 600	273, 400	318, 400	347, 500	377, 500	426,000
	29	<u>178, 800</u>	<u>236, 100</u>	275, 300	320, 400	349, 400	379, 100	427,600

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の	職務の級	1級	2 級	3級	4 級	5 級	6級	7級
区 分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以	1	円 137,600	円 187, 700	円 <u>224, 600</u>	円 <u>263, 500</u>	円 <u>290, 700</u>	円 <u>322, 100</u>	円 <u>367, 500</u>
外の職	2	138, 700	189, 500	226, 500	<u>265, 600</u>	<u>293, 000</u>	324, 400	370, 100
員	3	139, 900	191, 300	228, 400	267, 600	<u>295, 300</u>	326, 700	372, 700
	4	141,000	193, 100	230, 200	269, 700	297,600	329,000	375, 300
	5	142, 100	194, 700	231, 900	271, 700	299, 700	331, 300	377, 500
	6	143, 200	196, 500	233, 800	273, 800	302,000	333, 400	380,000
	7	144, 300	198, 300	235, 700	275, 900	304, 300	335, 600	382, 500
	8	145, 400	200, 100	237, 500	<u>278, 000</u>	306,600	337, 800	385,000
	9	146, 500	201, 800	239, 200	<u>280, 100</u>	308,800	340,000	387,600
	10	147, 900	203, 600	<u>241, 100</u>	282, 200	311, 100	342, 200	390, 300
	11	149, 200	205, 400	242, 900	284, 300	313, 400	344, 400	393, 000
	12	<u>150, 500</u>	207, 200	244, 800	286, 400	315, 700	346, 600	395, 700
	13	<u>151, 800</u>	208, 800	246, 500	288, 500	317, 900	348, 600	398, 200
	14	<u>153, 300</u>	210, 700	248, 400	<u>290, 600</u>	<u>320, 100</u>	350, 700	400, 500
	15	154, 800	212,600	250, 200	292, 700	322, 300	352, 800	402, 800
	16	156, 400	214, 500	<u>252, 000</u>	294, 800	324, 500	354, 900	405, 200
	17	157, 700	216, 300	253, 700	<u>296, 800</u>	326,600	356, 800	407, 100
	18	159, 200	218, 200	255, 700	298, 900	328, 700	358, 800	409, 100
	19	160, 700	220, 100	<u>257, 700</u>	<u>301, 000</u>	330,800	360, 800	411,000
	20	162, 200	222,000	259, 700	<u>303, 100</u>	332,800	362, 700	412, 900
	21	163, 600	223, 700	<u>261, 600</u>	305, 200	334, 900	364, 800	414, 800
	22	166, 300	225, 600	<u>263, 500</u>	307, 300	337,000	366, 700	416,600
	23	168, 900	227, 500	<u>265, 400</u>	309, 400	339, 100	368, 700	418, 500
	24	171, 500	229, 400	267, 200	311, 500	341, 200	370, 700	420, 500
	25	174, 200	231,000	269, 200	313, 400	342,800	372, 700	422, 300
	26	175, 900	232, 800	271, 100	315, 500	344, 800	374, 700	423, 800
	27	177, 600	234, 500	273, 000	317,600	346, 800	376, 700	425, 400
	28	179, 300	236, 300	274, 900	319, 700	348, 800	378, 700	427,000
	29	180, 800	237, 700	276, 700	321, 700	350,600	380, 300	428,600

30	180,600	237,600	277, 200	322, 500	351, 300	380, 900	428, 900
31	182, 400	239, 100	279, 100	324, 600	353, 200	382, 700	430, 200
32	184, 200	240,600	281,000	326, 700	355, 100	384, 400	431,500
33	185, 800	242, 100	282, 700	328, 400	357, 000	386, 200	432,700
34	187, 300	243,600	284, 600	330, 400	358, 800	387, 600	434,000
35	188, 800	245, 100	286, 500	332, 500	360, 600	389, 200	435, 300
36	190, 300	246, 700	288, 400	334, 600	362, 300	390, 800	436, 500
37	191,600	248,000	<u>290, 100</u>	336, 500	363, 800	392, 400	437,800
38	192, 900	249,600	291, 900	338, 500	365, 100	393, 600	438, 700
39	194, 200	251, 200	293, 700	340, 500	366, 500	394, 800	439,600
40	195, 500	252, 800	295, 500	342, 500	367, 900	396,000	440,500
41	196, 900	<u>254, 200</u>	297, 400	344, 400	369, 400	<u>397, 100</u>	441, 100
42	<u>198, 200</u>	<u>255, 600</u>	<u>299, 100</u>	<u>346, 300</u>	<u>370, 300</u>	<u>398, 300</u>	441,900
43	199, 500	<u>257, 000</u>	300, 800	348, 200	371, 400	<u>399, 500</u>	442,600
44	200, 800	<u>258, 400</u>	302, 500	<u>350, 100</u>	372, 500	400, 700	443, 400
45	202,000	<u>259, 700</u>	304, 200	351,600	373, 400	<u>401, 400</u>	444, 200
46	203, 300	<u>261, 100</u>	<u>305, 900</u>	<u>353, 100</u>	<u>374, 300</u>	<u>402, 100</u>	<u>445, 000</u>
47	204, 600	<u>262, 500</u>	<u>307, 600</u>	<u>354, 600</u>	<u>375, 200</u>	<u>402, 800</u>	445,800
48	205, 900	<u>263, 900</u>	<u>309, 300</u>	<u>356, 100</u>	<u>376, 100</u>	<u>403, 500</u>	446,600
49	<u>207, 100</u>	<u>265, 200</u>	<u>310, 600</u>	<u>357, 800</u>	<u>377, 100</u>	<u>404, 200</u>	447, 200
50	208, 200	<u>266, 400</u>	<u>312, 200</u>	<u>358, 700</u>	<u>377, 900</u>	<u>404, 900</u>	<u>448, 000</u>
51	209, 300	<u>267, 700</u>	<u>313, 800</u>	<u>359, 900</u>	<u>378, 700</u>	<u>405, 600</u>	<u>448, 800</u>
52	<u>210, 400</u>	<u>269, 000</u>	<u>315, 400</u>	<u>360, 900</u>	<u>379, 500</u>	<u>406, 300</u>	<u>449, 600</u>
53	211,600	<u>270, 100</u>	<u>317, 100</u>	361,800	380, 200	<u>407, 100</u>	<u>450, 200</u>
54	212,600	<u>271, 400</u>	<u>318, 700</u>	<u>362, 900</u>	<u>380, 900</u>	<u>407, 800</u>	<u>451,000</u>
55	213,600	<u>272, 700</u>	<u>320, 300</u>	<u>363, 900</u>	<u>381, 600</u>	<u>408, 500</u>	<u>451,800</u>
56	214,600	<u>274, 000</u>	<u>321, 900</u>	<u>365, 000</u>	<u>382, 300</u>	<u>409, 200</u>	<u>452, 600</u>
57	<u>215, 400</u>	<u>275, 200</u>	<u>323, 400</u>	<u>365, 900</u>	<u>382, 900</u>	<u>409, 800</u>	<u>453, 200</u>
58	216, 400	276, 300	324,600	366, 600	383, 500	410, 500	454,000
59	217, 300	277, 400	<u>325, 800</u>	367, 300	<u>384, 200</u>	<u>411, 200</u>	<u>454, 800</u>
60	<u>218, 300</u>	278, 500	<u>327, 000</u>	<u>368, 000</u>	384, 900	411,900	455,600
61	<u>219, 200</u>	<u>279, 700</u>	<u>327, 800</u>	<u>368, 500</u>	<u>385, 400</u>	<u>412, 500</u>	<u>456, 200</u>
62	<u>220, 200</u>	<u>280, 700</u>	<u>328, 700</u>	<u>369, 100</u>	<u>386, 100</u>	<u>413, 200</u>	<u>457,000</u>
63	<u>221, 200</u>	<u>281, 700</u>	<u>329, 500</u>	<u>369, 800</u>	<u>386, 800</u>	<u>413, 900</u>	<u>457, 800</u>
64	222, 200	<u>282, 700</u>	<u>330, 300</u>	<u>370, 500</u>	<u>387, 500</u>	<u>414, 600</u>	<u>458, 600</u>

30	182,600	239, 200	278,600	323, 800	352, 500	382, 100	429, 900
31	184, 400	240, 700	280, 500	325, 900	354, 400	383, 900	431, 200
32	186, 100	242, 200	282, 400	328,000	356, 300	385, 600	432, 500
33	187, 700	243,600	284, 100	329,600	<u>358, 200</u>	387, 400	433, 700
34	189, 200	<u>245, 100</u>	<u>286, 000</u>	331,600	360,000	388, 800	435,000
35	<u>190, 700</u>	246,600	287, 900	333, 700	<u>361, 800</u>	390, 400	436, 300
36	192, 200	248, 200	289, 800	335, 800	363, 500	392,000	437, 500
37	193, 500	249, 500	<u>291, 500</u>	337, 700	365,000	393, 500	438, 700
38	194, 800	251, 100	293, 300	339, 700	366, 300	394, 700	439, 500
39	<u>196, 100</u>	252, 700	295, 100	341, 700	367, 700	395, 900	440, 300
40	<u>197, 400</u>	254, 300	<u>296, 900</u>	343, 700	<u>369, 100</u>	<u>397, 100</u>	441, 100
41	198, 700	255, 700	298, 700	345, 600	370,600	398, 200	441,700
42	200,000	257, 100	300, 400	347, 500	371, 500	399, 400	442, 400
43	201, 300	<u>258, 500</u>	<u>302, 100</u>	349, 400	<u>372, 600</u>	400,600	443, 100
44	202, 600	<u>259, 900</u>	303, 800	<u>351, 300</u>	373, 700	<u>401, 800</u>	443,800
45	<u>203, 800</u>	<u>261, 100</u>	<u>305, 500</u>	<u>352, 800</u>	374, 500	<u>402, 500</u>	444,600
46	<u>205, 100</u>	<u>262, 500</u>	307, 200	354, 300	375, 400	<u>403, 200</u>	445, 400
47	<u>206, 400</u>	<u>263, 900</u>	<u>308, 900</u>	<u>355, 800</u>	<u>376, 300</u>	<u>403, 900</u>	<u>446, 100</u>
48	207, 700	<u>265, 300</u>	<u>310, 600</u>	357, 300	377, 200	<u>404, 600</u>	446, 900
49	<u>208, 800</u>	<u>266, 600</u>	<u>311, 800</u>	<u>359, 000</u>	378, 200	<u>405, 200</u>	447, 500
50	<u>209, 900</u>	<u>267, 800</u>	313, 400	<u>359, 800</u>	379,000	405, 900	448, 200
51	211,000	<u>269, 100</u>	<u>315, 000</u>	<u>361, 000</u>	379, 800	406, 600	449,000
52	<u>212, 100</u>	<u>270, 400</u>	<u>316, 600</u>	<u>362, 000</u>	380,600	407, 300	449,800
53	213, 300	271, 500	318, 300	362, 900	381, 300	408, 000	450, 400
54	214, 300	272, 700	<u>319, 900</u>	<u>364, 000</u>	382,000	<u>408, 700</u>	<u>451, 200</u>
55	215, 300	274,000	321, 500	<u>365, 000</u>	382, 700	<u>409, 400</u>	<u>452, 000</u>
56	<u>216, 300</u>	275, 300	<u>323, 100</u>	<u>366, 100</u>	383, 400	410,000	452,600
57	217, 100	276, 400	324, 600	367, 000	383, 900	410,600	<u>453, 200</u>
58	<u>218, 100</u>	277, 500	325, 800	367, 700	384, 500	<u>411, 200</u>	454,000
59	<u>219, 000</u>	<u>278, 600</u>	<u>327, 000</u>	<u>368, 400</u>	<u>385, 200</u>	411,800	<u>454, 800</u>
60	<u>220, 000</u>	279, 700	<u>328, 200</u>	<u>369, 100</u>	<u>385, 900</u>	412, 400	<u>455, 600</u>
61	<u>220, 800</u>	280, 900	329,000	<u>369, 600</u>	<u>386, 300</u>	<u>412, 900</u>	456, 200
62	<u>221, 800</u>	<u>281, 900</u>	<u>329, 900</u>	<u>370, 200</u>	<u>387, 000</u>	413, 600	<u>457, 000</u>
63	<u>222, 800</u>	<u>282, 900</u>	<u>330, 700</u>	<u>370, 900</u>	<u>387, 600</u>	414, 200	<u>457, 800</u>
64	<u>223, 800</u>	<u>283, 900</u>	331, 500	<u>371, 600</u>	<u>388, 200</u>	<u>414, 800</u>	<u>458, 600</u>

65	223,000	<u>283, 500</u>	<u>331, 200</u>	<u>370, 900</u>	388,000	<u>414, 900</u>	<u>459, 200</u>
66	224,000	284, 400	331, 700	371,600	388, 700	415, 500	
67	225,000	285, 300	332, 500	372, 300	389, 400	416, 200	
68	226, 100	286, 200	333, 300	373,000	390, 100	416, 900	
69	226, 900	287, 200	334, 100	373, 500	390, 500	417, 400	
70	227, 700	288,000	334, 800	374, 200	391, 200	<u>418, 100</u>	
71	228, 500	288, 800	335, 500	374, 900	391, 900	418, 800	
72	229, 300	289, 600	336, 200	375, 600	392,600	419, 500	
73	230, 100	290, 400	336, 700	376, 100	392, 900	420,000	
74	230, 800	290, 900	337, 300	376, 800	393, 600	420, 700	
75	231, 500	291, 400	337, 900	377, 500	394, 300	421, 400	
76	232, 200	291, 900	338, 500	378, 200	395, 000	422, 100	
77	233,000	292,000	338, 800	378,600	395, 400	422,600	
78	233, 800	292, 400	339, 300	379, 200	396, 100	423, 300	
79	234, 600	292,600	339, 800	379, 800	396, 800	424,000	
80	235, 400	<u>293, 000</u>	340, 300	380, 400	397, 500	424, 700	
81	236, 100	293, 200	340, 700	380, 900	398,000	425, 200	
82	236, 800	293, 500	341, 200	381, 500	398, 700	425, 900	
83	237, 500	293, 900	341, 700	382, 100	399, 400	426, 600	
84	238, 200	294, 200	342, 200	382, 700	400, 100	427, 300	
85	239,000	294, 500	342, 700	383, 300	400,600	427, 800	
86	239, 700	294, 800	343, 200	383, 900	401, 300	428, 500	
87	240, 400	<u>295, 100</u>	343, 700	384, 500	402,000	429, 200	
88	241, 100	295, 500	344, 200	385, 100	402, 700	429, 900	
89	241, 900	295, 800	344,600	385, 800	403, 200	430, 400	
90	242, 400	296, 200	345, 100	386, 400	403, 900	<u>431, 100</u>	
91	242, 900	296, 600	345, 600	387, 000	404,600	431,800	
92	243, 400	297, 000	<u>346, 100</u>	387, 600	405, 300	432, 500	
93	243, 700	297, 100	346, 300	388, 300	405, 800	433,000	
94		297, 500	346, 800	388, 900	406, 500		
95		297, 900	347, 300	389, 500	407, 200		
96		298, 300	347, 800	390, 100	407, 900		
97		298, 500	347, 900	390, 800	408, 400		
98		298, 900	348, 400	391, 400	409, 100		
99		299, 300	348, 900	392,000	409, 800		

C.F.	004 500	004 700	222 400	271 000	200 700	415 100	450, 200
65	224, 500	284, 700	332, 400	371, 900	388, 700	415, 100	459, 200
66	225, 500	285, 600	332, 800	372, 600	389, 300	415, 700	
67	226, 500	286, 500	333, 600	373, 300	389, 900	416, 400	
68	227, 600	287, 400	334, 400	374,000	390, 500	416, 900	
69	228, 400	<u>288, 400</u>	335, 200	374, 400	390, 900	417, 400	
70	229, 200	289, 200	335, 900	<u>375, 000</u>	391, 500	418, 100	
71	230, 000	<u>290, 000</u>	336, 600	<u>375, 700</u>	<u>392, 200</u>	418, 800	
72	230, 800	<u>290, 800</u>	337, 300	376, 300	392, 800	419, 500	
73	231, 600	291,600	337, 800	376, 700	393, 100	420,000	
74	<u>232, 300</u>	<u>292, 100</u>	338, 400	<u>377, 300</u>	<u>393, 800</u>	<u>420, 700</u>	
75	233, 000	292,600	339,000	<u>378, 000</u>	394, 500	<u>421, 400</u>	
76	233, 700	<u>293, 100</u>	339,600	378,600	<u>395, 000</u>	<u>422, 100</u>	
77	<u>234, 400</u>	<u>293, 200</u>	339, 900	<u>379, 000</u>	<u>395, 400</u>	<u>422, 600</u>	
78	235, 200	<u>293, 600</u>	340, 400	<u>379, 500</u>	<u>396, 100</u>	<u>423, 300</u>	
79	236, 000	293, 800	340, 800	380, 100	396, 800	424, 000	
80	236, 800	294, 200	341, 300	380,600	397, 500	424, 700	
81	237, 500	294, 400	341, 700	<u>381, 100</u>	398,000	425, 200	
82	238, 200	294, 600	342, 200	381, 700	398, 700	425, 900	
83	238, 900	295, 000	342, 700	382, 300	399, 400	426, 600	
84	239, 600	<u>295, 300</u>	343, 200	382, 700	<u>400, 100</u>	427, 300	
85	240, 300	295, 600	343, 600	383, 300	400,600	427, 800	
86	241,000	295, 900	344, 000	383, 900	401, 300	428, 500	
87	241, 700	296, 200	344, 500	384, 500	402,000	429, 200	
88	242, 400	296, 600	344, 900	385, 100	402,700	429, 900	
89	243, 100	296, 900	345, 200	385, 800	403, 200	430, 400	
90	243, 600	297, 300	345, 600	386, 400	403, 900	431, 100	
91	244, 100	297, 700	346, 100	387,000	404,600	431, 800	
92	244, 600	298, 100	346, 500	387, 600	405, 300	432, 500	
93	244, 900	298, 200	346, 700	388, 300	405, 800	433,000	
94		298, 500	347, 100	388, 900	406, 500		
95		298, 900	347, 600	389, 500	407, 200		
96		299, 300	348, 000	390, 100	407, 900		
97		299, 500	348, 100	390, 800	408, 400		
98		299, 800	348, 600	391, 400	409, 100		
99		300, 200	349, 100	392, 000	409, 800		
						I	

	100		299, 700	349, 400	392, 600	410, 500		
	101		299, 900	349, 700	393, 300	411,000		
	102		300, 300	<u>350, 100</u>	393, 900			
	103		300, 700	<u>350, 500</u>	394, 500			
	104		<u>301, 100</u>	<u>350, 900</u>	<u>395, 100</u>			
	105		301, 300	<u>351, 400</u>	395, 800			
	106		301,600	<u>351, 800</u>	396, 400			
	107		302,000	<u>352, 200</u>	397, 000			
	108		302, 400	352, 600	397, 600			
	109		302,600	353, 100	398, 300			
	110		303,000	353, 500	398, 900			
	111		303, 400	353, 900	399, 500			
	112		303, 700	354, 200	400, 100			
	113		303, 800	354, 700	400, 800			
	114		304, 200					
	115		304,600					
	116		305,000					
	117		305, 200					
	118		305, 500					
	119		305, 800					
	120		306, 100					
	121		306, 500					
	122		306, 800					
	123		307, 100					
	124		307, 400					
	125		307, 800					
再任用 職 員		<u>185, 800</u>	<u>213, 400</u>	<u>257, 600</u>	277, 800	<u>293, 200</u>	<u>319, 100</u>	<u>361, 600</u>

	100		300,600	349, 400	392,600	410, 500		
	101		300, 800	349, 700	393, 300	411,000		
	102		301, 100	<u>350, 100</u>	393, 900			
	103		301, 500	350, 500	394, 500			
	104		301, 800	350, 900	395, 100			
	105		302,000	351, 400	395, 800			
	106		302, 300	<u>351, 800</u>	396, 400			
	107		302, 700	<u>352, 200</u>	397, 000			
	108		303, 000	352, 600	397, 600			
	109		303, 200	<u>353, 100</u>	398, 300			
	110		303, 600	<u>353, 500</u>	398, 900			
	111		304, 000	<u>353, 900</u>	399, 500			
	112		304, 300	354, 200	400, 100			
	113		304, 400	354, 700	400,800			
	114		304, 700					
	115		305, 000					
	116		305, 400					
	117		305, 600					
	118		305, 800					
	119		306, 100					
	120		306, 400					
	121		306, 800					
	122		<u>307, 000</u>					
	123		307, 300					
	124		307, 600					
	125		<u>308, 000</u>					
再任用職 員		185, 800	<u>213, 400</u>	257, 600	277, 800	293, 200	<u>319, 100</u>	361,600

現 行

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失 職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、 又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算 した額に100分の75 (幹部職員にあっては、100分の95)を 乗じて得た額の総額

改 正 後(案)

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に100分の35(幹部職員にあっては、100分の45) を乗じて 得た額の総額

3~5 (略)

附則

 $1 \sim 7$ (略)

は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、 同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給 されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125 (幹部職員に あっては、100分の1.425) を乗じて得た額(最低号給に達しない 場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75 (幹部職員に あっては、100分の95)を乗じて得た額)の総額に相当する額を 減じた額とする。

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 (略)

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失 職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、 又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算 した額に100分の82.5 (幹部職員にあっては、100分の102.5) を 乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に100分の37.5 (幹部職員にあっては、100分の47.5) を乗じ て得た額の総額

3~5 (略)

附則

1~7 (略)

8 附則第5項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額 ┃ 8 附則第5項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額 は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、 同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給 されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375(幹部職員に あっては、100分の1.5375) を乗じて得た額(最低号給に達しない 場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5 (幹部職員に あっては、100分の102.5) を乗じて得た額) の総額に相当する額を 減じた額とする。

現 行 改 正 後(案) (期末手当) (期末手当) 第8条 (略) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者 にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、市長等が受 にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、市長等が受 けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに 対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に 対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に 支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合において 支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合において は100分の155を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た は100分の170を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た 額とする。 額とする。 3 (略) (略) 附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。 ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。 (給与の内払) 2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関す る条例の規定に基づいて、平成26年12月1日からこの条例の施行の日 の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別 職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定による給与の内払 とみなす。

現 行	改正後(案)
(期末手当)	(期末手当)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。 3 (略)	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。 3 (略)

亀岡市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年亀岡市条例第17号)新旧対照表

現 行	改正後(案)
附 則	附 則
(他の法律による給付との調整)	(他の法律による給付との調整)
第5条 (略)	第5条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 (略)	7 (略)
(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合 児童扶養手当法 <u>第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号</u> に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付	(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合 児童扶養手当法 <u>第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号</u> に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付
(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法 <u>第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13</u>	(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法 <u>第13条の2第1項第4号又は第2項第2号</u> に定める給付

現 行

(目的)

2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。) を実施することにより、保護者の就労等による放課後の家庭保育が 欠ける児童に適切な遊び及び生活の場を与えることとし、児童の健 全な育成を図ることを目的とする。

(対象児童)

学校に在学する第1学年から第3学年までの児童であって、当該児童 の保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他 の者による保育を受けることができない児童とする。

(開設日及び開設時間)

第4条 (略)

 $(1)\sim(4)$ (略)

- (5) 気象警報発令により、小学校が休校の日及びその他の理由で 小学校が休校の日
- (6) (略)
- 2 児童会の開設時間は、平日は授業終了後から午後6時までとする。 ただし、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年 末休業日にあっては、午前8時30分 から午 後6時までとし、土曜日は、午前8時30分から午後0時30分までとす る。
- 3 (略)

(負担金)

改 正 後(案)

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第┃第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第 2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。) を実施することにより、保護者が就労等により昼間家庭にいない 児童に適切な遊び及び生活の場を与えることとし、児童の健 全な育成を図ることを目的とする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、児童会を設置している亀岡市立小 第3条 事業の対象となる児童は、児童会を設置している亀岡市立小 学校に在学する 児童であって、当該児童 の保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他 の者による保育を受けることができない児童とする。

(開設日及び開設時間)

第4条 (略)

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 気象警報発令により、小学校が休校の日

(6) (略)

- 2 児童会の開設時間は、平日は授業終了後から午後6時までとする。 ただし、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末 休業日及び開設する小学校が休校の日にあっては、午前8時から午 後6時までとし、土曜日は、午前8時30分から午後0時30分までとす る。
- 3 (略)

(負担金)

第7条 前条の規定により入会の許可を受けた保護者(以下「利用 | 第7条 前条の規定により入会の許可を受けた保護者(以下「利用

	者」という。)は、児童1人当たり <u>別表</u> に定める負担金を毎月末までに納入しなければならない。
2	利用者は、前項の負担金のほか、 <u>別表</u> の区分に関わらず、土曜日の利用については、1回当たり200円を毎月末までに
3	納入しなければならない。 (略)

者」という。)は、児童1人当たり<u>別表1又は別表2</u>に定める負担金を毎月末までに納入しなければならない。<u>ただし、同一世帯において別表第1及び別表第2を適用する児童がいる場合は、別表第2を適用する児童について別表第2の同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)の額を適用する。</u>

- 2 利用者は、前項の負担金のほか、<u>別表第1及び別表第2</u>の区分に関わらず、土曜日の利用については、1回当たり200円を毎月末までに納入しなければならない。
- 3 (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 - (対象児童に関する経過措置)
- 2 第3条に定める亀岡市立小学校に在学する児童については、この条例の施行の日から当分の間、亀岡市立小学校に在学する第1学年から第4学年までの児童とし、第4学年の児童については、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみの入会とする。

別表(第7条関係)

区分	5月、6月、9月、 10月、11月、 12月、1月、2月		4月、7月、3月		<u>8月</u>	
	場合及び同 一世帯から 2人以上入	<u>ら2人以上</u> 入会してい る場合の左 以外の児童 (第2子以	1人入会の 場合及び同 一世帯から 2人以上入 会しての最年 長児童(第 1子)		場合及び同 一世帯から 2人以上入 会している 場合の最年	
負担月額	5,000円	2,500円	6,000円	3,000円	8,000円	4,000円
	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯及び前年 度分の市民税非課税世帯については課さない。					

別表第1(第7条関係)

<u>区分</u> 年間を通		<u>、9月、</u> 11月 <u>、</u> 月、2月	<u>4月、7</u>	月、3月	8.	<u>月</u>
<u>じて入会</u> する児童	場合及び同 一世帯から 2人以上入 会している 場合の最年	同一世帯か ら2人以上 入会してい る場合の左 以外の児童 (第2子以 降)	1人入会の 場合及び同 一世帯から 2人以上入 会している 場合の最年 長児童(第 1子)	同一世帯か ら2人以上 入会してい る場合の左 以外の児童 (第2子以 隆)	1人入会の 場合及び同 一世帯から 2人以上入 会している 場合の最年 長児童(第 1子)	同一世帯か ら2人以上 入会してい る場合の左 以外の児童 (第2子以 隆)
	5,000円	2,500円	6,000円	3,000円	8,000円	4,000円
	負担金は月	額とする。カ	おお、生活保	· 『護法(昭和	25年法律第1	144号)の規

負担金は月額とする。なお、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規 定による被保護世帯及び前年度分の市民税非課税世帯については課さ ない。

別表第2(第7条関係)

区分	学年始休業	(4月)	夏季休業	日 (7月)	夏季休業	日 (8月)
小学校の学 年始休業 日、日、日、日、日 東、年本 大学年末 大学 日、日、日 学年末 入 章 り、日、日 で で の り、日、日 で り、日、日 で り、日、日 で り、日、日 で り、日、日 の り、日、日 の り、日、日 り、日、日 り、日 り、日、日 り、日、日 り り、日、日 り り り り	1人入会の 場合及び同 一世帯から 2人以上入 会している 場合の最年 長児童(第 1子)	同一世帯か ら2人以上 入会してい る場合の左 以外の児童 (第2子以 降)	1人入会の 場合及び同 一世帯から 2人以上入 会している 場合の最年 長児童(第 1子)	同一世帯から2人以上 入会している場合の左 以外の児童 (第2子以 降)	1人入会の 場合及び同 一世帯から 2人以上入 会している 場合の最年 長児童(第 1子)	同一世帯か ら2人以上 入会してい る場合の左 以外の児童 (第2子以 降)
<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	2,400円	1,200円	3,700円	1,850円	8,000円	4,000円
	冬季休業日	日(12月)	冬季休業	日(1月)	学年末休業	日 (3月)
	1人入会の 場合及び同 一世帯から 2人以上入 会している 場合の最年 長児童(第 1子)	同一世帯か <u>ら2人以上</u> 入会してい る場合の左 以外の児童 (第2子以 <u>降)</u>	1人入会の 場合及び同 一世帯から 2人以上入 会している 場合の最年 長児童(第 1子)	同一世帯か ら2人以上 入会してい る場合の左 以外の児童 (第2子以 隆)	1人入会の 場合及び同 一世帯から 2人以上入 会している 場合の最年 長児童(第 1子)	同一世帯か <u>ら2人以上</u> 入会してい る場合の左 以外の児童 (第2子以 降)
	1,800円	900円	500円	250円	2,600円	1,300円
	負担金は当該期間中の額とする。なお、生活保護法の規定による被保護 世帯及び前年度分の市民税非課税世帯については課さない。					

現 行	改正後(案)
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1児につき390,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。 2 (略)	帯主に対し、出産育児一時金として1児につき404,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第
	<u>従前の例による。</u>

亀岡市総合農政計画審議会条例(昭和46年亀岡市条例第21号)新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(組織)	(組織)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 委員は、専門の学識経験を有する者、 <u>市議会議員、</u> 農業委員その 他から市長が委嘱する。	2 委員は、専門の学識経験を有する者、農業委員その他から市町が委嘱する。

現 行

改 正 後(案)

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例

亀岡市耕地事業等分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。(以下「法」という。)第96条の4において準用する同法第36条及び第91条第3項の規定並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、亀岡市<u>耕地事業</u>等(以下「<u>耕地事業</u>等」という。)の分担金の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「<u>耕地事業</u>等」とは、法第2条第2項に 規定する土地改良事業をいうほか、農地、農業用施設の新設、改良 又は災害復旧事業及び調査設計事業並びにこれらの事業に附帯する 事務費等で市長の指定した事業をいう。

(納付義務者)

 第3条 分担金は、
 新地事業
 等により特に利益を受ける者

 から徴収する。
 ただし、その者に対し当

<u>該耕地事業等に係る水利地益税が課されている場合にあっては、この限りでない。</u>

(分担金の額)

第4条 分担金の額 (次項に規定するものを除く。) は、当該耕地事 第4条 分担金の額 <u>業</u>等に要する費用の総額から国又は<u>府</u>の補助金(負担金を含む。以下同じ。)を除いた額を超えない範囲において市長が定めた額とし、その徴収基準は、<u>耕地事業</u>等の実施によって受けるを利益の度合に応じて市長が定める。 各人の利益の度合

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。(以下「法」という。)第96条の4において準用する同法第36条及び第91条第3項の規定並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、亀岡市土地改良事業等(以下「土地改良事業等」という。)の分担金の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「<u>土地改良事業</u>等」とは、法第2条第2項に 規定する土地改良事業をいうほか、農地、農業用施設の新設、改良 又は災害復旧事業及び調査設計事業並びにこれらの事業に附帯する 事務費等で市長の指定した事業をいう。

(納付義務者)

第3条 分担金は、<u>土地改良事業</u>等により特に利益を受ける者<u>(以下</u> 「納付義務者」という。) から徴収する。____

(分担金の額)

第4条 分担金の額 は、当該土地改良事業等に要する費用の総額から国又は<u>京都府</u>の補助金(負担金を含む。以下同じ。)を除いた額を超えない範囲において市長が定めた額とし、その徴収基準は、土地改良事業等の実施によって受ける各人の利益の度合に応じて市長が定める。

2 市長が指定する耕地事業等の施行に係る地域内の農地が、法第113 <削除> 条の2第2項又は第3項の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の 日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定す る場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過し ない間に、農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積 が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要 しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用に係 る農地(以下「転用農地」という。)につき法第3条に規定する資 格を有する者から徴収する分担金の額は、当該耕地事業について、 府から交付を受けた補助金の額に相当するものを、前項に規定する 賦課金の算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額(当 該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生 ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るも のを差し引いた額)とする。

(賦課期日等)

第5条 分担金の賦課期日は当該耕地事業等の着手前とし、その納入 期日は、次条に規定する納入通知書を発する日から14日以内にお いて市長が定める。

(分担金の徴収方法)

第6条 (略)

<新設>

(賦課期日等)

- 第5条 分担金の賦課期日は当該土地改良事業ごとに定め、その納付 期日は、次条の 納入通知書を発する日から14日以内にお いて市長が定める。
- 2 納付義務者は、当該土地改良事業等の着手前に、分担金の納付を 確約する旨の書面を提出するものとする。

(分担金の徴収方法)

第6条 (略)

(特別徴収金の徴収)

第7条 市長が指定する土地改良事業等の施行に係る地域内の農地 が、法第113条の2第2項又は第3項の規定に基づく当該事業の工事 完了の公告の日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前 に京都府知事(以下「知事」という。)が指定する場合にあって は、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に、農地 以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定 <削除・新設>

(分担金の微収猶予等)

第7条 市長は、災害その他特別の事情により、特に必要と認めると きは分担金の徴収を猶予し、若しくは分割納付させ、又はこれを 減免することができる。

<新設>

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないもの として承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地 (以下「転用農地」という。)につき法第3条に規定する資格を有 する者から特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第8条 前条の特別徴収金の額は、当該特別徴収金に係る土地改良事業について、国及び京都府の補助金並びに市が負担した費用の合計額を第4条に規定する分担金の算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。

(分担金の徴収猶予等)

第9条 市長は、災害その他特別の事情により、特に必要と認めると きは分担金の徴収を猶予し、若しくは分割納付させ、又はこれを 減免することができる。

(分担金等の督促等)

- 第10条 分担金等(第3条の分担金及び第7条の特別徴収金をいう。以下同じ。)を納付期日までに納入しない者がある場合の取扱いは、 亀岡市税外収入滞納金督促条例(昭和40年亀岡市条例第1号)の定 めるところによる。
- 2 前項の規定により督促を受けた者が督促状に指定する期日までに 納入すべき分担金等を納入しない場合の地方自治法第231条の3第3 項の規定による滞納処分については、市税徴収の例による。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

亀岡市都市計画審議会条例(平成12年亀岡市条例第5号)新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(組織等)	(組織等)
第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又	第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
<u>は任命する。</u>	2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) 学識経験者 (2) 市議会の議員 (3) 関係行政機関の役職員 (4) 市民
2 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事由があるときは任期中であっても解嘱することができる。3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間	3 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事由があるときは任期中であっても解嘱することができる。 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間
とする。 4 委員の再任は、妨げない。	1 女員が大けた場合におりる幅大女員の圧滅は、開催者の大圧薬間とする。 5 委員の再任は、妨げない。

亀岡市営特定目的住宅条例(昭和43年亀岡市条例第11号)新旧対照表

現 行	改正後(案)
別表(第2条、第7条関係)	別表(第2条、第7条関係)
亀岡市曽我部町穴太 " 9 1,000円	1 8 1 ,000円